

ニューズレター 別冊

全国公共図書館協議会

(〒106-8575 東京都港区南麻布5-7-13)

平成26年12月10日

(東京都立中央図書館内)

【全国公共図書館協議会研究集会講演記録】

テーマ 望ましい基準から見るこれからの図書館像

講師 筑波大学 名誉教授 薬袋 秀樹^{みない}

平成26年6月27日(金)に開催された全国公共図書館協議会研究集会の講演記録を別冊としてまとめました。

今回は、現在の公立図書館の置かれた状況を受けて、「望ましい基準」の解説と、それを利用した事業の進め方等、公立図書館が取り組むべき課題と運営方針設計について御講演いただきました。

なお、この講演記録は実際の講演内容を再構成したものです。配付資料とあわせてお読みください。

目次

はじめに	
第1部 基準の意義と活用方法	
1. 基準の背景	
2. 基準の意義：5つのポイント	
3. 基準の活用方法	
第2部 基準の解説	
1. 基準に関する資料	
2. 基準の考え方	
3. 基準の構成と改正点	
4. 基準から見るこれからの図書館像	
5. 関連する答申・報告	
附録1 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(改正部分の指示)	
附録2 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の概要	
参考文献	
おわりに	
注	

はじめに

本日は、「望ましい基準から見るこれからの図書館像」についてお話しますが、望ましい基準の解説に重点を置いていることをお断りしておきます。

2部に分け、第1部が「基準の意義と活用方法」、第2部が「基準の解説」です。第1部で、基準の背景、意義(5つのポイント)、活用方法を解説し、第2部で基準の解説を行い、その4で「基準から見るこれからの図書館像」についてお話します。なお、私立図書館に関する事項については省略させていただきます。

話の内容には、文科省や協力者会議の資料などの客観的な内容を含みますが、解釈は筆者の個人的見解です。特に、第1部と第2部の4は個人的見解です。

2008年6月に図書館法が改正され、第7条の2で、公立図書館と私立図書館を対象とする「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」

を制定することが定められました。その結果、これまでの「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を廃止し、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を制定することになりました。これは、事実上、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を改定することに当たります。

2009年7月、これからの図書館の在り方検討協力者会議(主査:葉袋秀樹筑波大学教授、副主査:糸賀雅児慶応大学教授)¹⁾(以下、「協力者会議」といいます)が設置されました。これまで、『これからの図書館像』、研修のあり方、履修科目について検討してきましたが、その総まとめとして、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」について検討することになりました。

検討の結果、2012年8月に報告書「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」(以下、「協力者会議報告書」といいます)を発表し、文部科学省(以下、文科省といいます)は、それをもとにパブリックコメントを行い、最終的に、2012年12月に、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を大臣告示しました。告示までの間に、政権交代や様々なことがあり、3年6か月という大変長い時間がかかりました。基準は、報告と異なり、法規担当者による文言のチェックが行われるため、報告よりもはるかに長い時間と大きな労力がかかります。

以下では、古い基準を「2001基準」、新しい基準を「2012基準」または、単に「基準」と呼びます。

第1部 基準の意義と活用方法

1. 基準の背景

1.1 基準に関する行政の評価

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に関する議論では、しばしば文部科学行政の怠慢が指摘されてきました。本当にそうなのでしょうか。「望ましい基準」の歴史に

ついては、学術的な研究は行われていません。例えば、1972年から73年にかけて基準案が作成されましたが、最終的に公示されませんでした。その理由は、社会教育審議会の総会で反対意見が出たことです。反対の内容は、数値目標が高すぎるというものでした。例えば、町村立図書館職員については、司書・司書補4人以上、事務職おおむね2人以上、合計6人以上を置くものとするという規定になっています。

私もこれは高すぎると思いますので、反対意見が妥当である可能性があります。若い頃、この時期の基準について勉強したのですが、当時から、この数値に対して疑問を持っていました。

この基準が制定されなかったことにはそれなりの理由があり、制定されなかったという結果だけを取り上げて、あれも制定されなかった、これも制定されなかったという形で、文科省の責任を指摘するのは不適切ではないかと考えています。

次に、2001基準と2012基準には、数値目標が含まれていません。その理由は次の二点です。一つは、2001基準で、数値目標は各図書館が各自治体の事情を踏まえて設定すべきであるという考え方が導入され、その後、定着しています。これは、各自治体の課題と財政事情が異なるためです。他の一つは、内閣の地方分権政策として、社会教育施設の「望ましい基準」には数値目標を含めないという方針があるためです。

日本図書館協会(以下、「日図協」といいます)は、文科省に数値目標を加えるように何回も要望していますが、数値目標を含めると、基準の告示は不可能になります。数値目標を加えた場合は告示できません。協力者会議も数値目標を加える考え方は採用していませんので、ご理解いただきたいと思います。

1.2 文部科学省の図書館行政のサイクル

2012基準には、2001年以降の図書館行政の1

つのサイクルの仕上げの意味があります。文科省の公立図書館行政の特徴は、長期的視野に基づいて、着実に検討して政策を進める姿勢にあります。

文科省の積極的な公立図書館行政の出発点は、1988年の社会教育審議会中間報告「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について」です。私が40代の時で、大変懐かしいのですが、これが、現在まで続く積極的な図書館行政の出発点だったと思います。

第一のサイクルは、この報告の後、様々な取り組みがあり、1997年に司書科目が改正され、それを受けて、2001年に基準が初めて大臣告示されるまで続きます。

この時期のキーワードは、生涯学習と情報化で、当時は、生涯学習が新鮮でした。情報化も先駆けの頃です。これには、前後を含めて、約15年を要しています。

第2のサイクルは、そのすぐ後に、子どもの読書活動を振興する法律その他が制定され、『これからの図書館像』の発表、図書館法の改正、履修科目の制定があり、最終的に2012基準の告示まで続きます。

キーワードは、読書振興、課題解決支援、インターネット、図書館経営です。表現は似ていますが、内容は変わっています。これには約12年を要しています。

大体、このようなサイクルで展開していると思います。

文科省の政策の特徴は、このように、最初に図書館はこうあるべきだというビジョンを打ち出していることです。図書館関係者は、図書館のビジョンは既に明らかになっているとよく言いますが、時代が変わりますので、新しいビジョンが必要になります。新しいビジョンが、その後、展開されていくのだと考えていただければと思います。

1.3 主な規定・報告等

今回、基準案を策定するに当たって、基準

に盛り込むことを目指した主な規定や報告は次のとおりです。

- ・図書館法（1950）
- ・地域電子図書館構想検討協力者会議「2005年の図書館像」（2000）
- ・公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（2001）
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（2001）
- ・文字・活字文化振興法（2005）
- ・協力者会議「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」（2006）
- ・図書館法改正（2008）
- ・衆議院文部科学委員会、参議院文教科学委員会「社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（2008）（人材確保の在り方、学習成果の活用、自己評価の視点など）
- ・協力者会議「図書館職員の研修の充実方策について（報告）」（2008）
- ・協力者会議「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について（報告）」（2009）

したがって、これらの規定や報告の内容を理解していないと、基準は理解できません。これを理解するための便利な資料があります（末尾の「参考文献」の項目を参照してください）。

上記の中で注目したいのは、2番目の地域電子図書館構想検討協力者会議「2005年の図書館像」です。これは、約15年前のものですが、糸賀雅児氏が主査で、デジタル情報の活用がテーマです。これを現在の観点から見直すことができるのではないかと考えています。後で読んでいただければと思います。

2. 基準の意義：5つのポイント

2012基準の最大の意義は、2001基準以降の社会の動向への対応、読書振興や公共図書館に関する法律・報告等の内容が包括され、バランスよく簡潔にまとめられていることです。

これによって、公立図書館のあるべき姿が基準として整理され、図書館以外の方にも理解しやすくなりました。「ユネスコ公共図書館宣言」や「図書館法」『これからの図書館像』と一緒に活用することができます。

基準の意義として、次の5つが考えられます。

☆ポイント1：課題解決支援サービスが必要（可能）であることを明確に示したこと

「地域の課題に対応したサービス」の項目が設けられました。図書館が地域社会に貢献するには、従来のサービスを提供するだけでなく、課題解決支援を行う必要があります。また、この規定を手がかりとして、図書館は地域の様々な課題の解決に役立つことを具体的な事例で示すことができます。そこで、今回、「必要（可能）」と表現してみました。

特に、『これからの図書館像』の要点が基準として定められた意義が大きいと思います。それ以前は、課題解決支援については、『これからの図書館像』を読んでもらう必要がありました。しかし、この基準によって、要点を理解しやすくなりました。

ただし、それを示すには説明資料が必要です。その図書館で、課題解決支援に関するサービスを全部実施していれば、よいのですが、していない場合、例えば、「図書館は法律の分野の役に立つのですか」と聞かれた時、「この図書館でこういう事例があって、こういう効果が上がっています」という事例の紹介ができると、よいと思います。

言うまでもないことですが、公立図書館は課題解決支援サービスだけを行うものではありません。貸出サービスによる読書支援と並行して行います。

課題解決支援というと、貸出をないがしろにしている、貸出はしなくてよいのかと言われる方がいますが、そうではなく、貸出サービスの観点からは、課題解決に役立つ図書、図書館では実用書と呼んできましたが、そのような種類の本を沢山収集して貸出すことができます。

貸出サービスは、医療や介護や法律やビジネスなどの分野の本を沢山収集してどんどん借りてもらい、貸出を増やそうという形で推進することができます。

☆ポイント2：図書館のサービス・運営の具体的な在り方を示したこと

この基準は図書館が行うべきサービスや運営のチェックリストとして用いることができます。ただし、これも、関係資料で具体的な内容や方法を学んでいただかないと、基準だけ読んでわかるというものではありません。

ここでも念を押しておきたいと思いますが、図書館サービスの基礎は、貸出サービスや予約サービスです。このことは、『これからの図書館像』でも何度も論じています。

ただし、これからインターネットがさらに普及し、人口が減少すると、今後の社会の変化を予測した対応が必要です。個人的には、情報活用能力の学習がこれから重要になってくると思います。この項目は2001基準から設けられています。

☆ポイント3：図書館経営の方法を示したこと

文科省の答申や報告では、これまで図書館サービスについては詳しく論じられていますが、経営についてはほとんど論じられていませんでした。それが、『これからの図書館像』で論じられて、2012基準で一応完成したと思います。

図書館経営の中心は、公立図書館による自己点検、自己評価です。従来は、「指標」と「数値目標」を定めることを求めていたのですが、それだけでは十分でないため、「基本的運営

方針」「当該事業年度の事業計画」を加えました。指標や目標を定めるだけでなく、図書館は何のためにあるのかを検討して、文章化していただきたいと思います。

個人的には、都道府県教育委員会に、市町村立図書館の自己点検評価を奨励していただきたいと思います。その実施状況を調査していただけると、ありがたいです。

図書館経営には図書館に関する専門知識が必要になりますので、図書館間の情報交換や経験交流も必要になります。

☆ポイント4：目標基準例を示したこと

目標には数値目標と質的目標がありますが、数値目標の設定方法と目標基準例は、基準そのものには含まれていません。協力者会議報告書の「参考資料」の2に示されています。協力者会議報告書を見ていただかないと、見落とされてしまうので、注意していただきたいと思います。

これは、人口当たり貸出冊数の上位10%の市町村の平均で、上位5%の数値になります。これによって高い目標基準例を示すことができました。この考え方が2001基準以来採用されています。これをもとに、数値目標を定めて自己評価に用いることが期待されています。

今後、目標基準例がどのように活用されているのかを調べる必要があると思います。レファレンスサービスや障害サービスや学校支援などのように、統計数値のない項目については、目標基準例を調査・探索していくことが必要になります。

『日本の図書館』のような定型的な統計データではなくても、いろいろな形で刊行された調査報告等を調べると、目標になるものがあると思います。『日本の図書館』だけに頼るのでは不十分です。その点のフォローアップが必要ではないかと考えています。

☆ポイント5：必要な図書館予算を確保するのは誰か？市町村か、都道府県か、国か？

この基準に関連して、図書館法にはこの基

準を実現するための規定がないという意見があります。改めて図書館法の解説書を読みますと、結論として、図書館予算を確保するのは、最終的には未利用者を含む住民である、住民の支持が必要だと述べています。

そうなると、図書館関係者は住民に対して、さらには議会、行政関係者に対して、読書や情報、図書館の意義や利用方法について、あらゆる手段を駆使して説明する必要があります。これまで、このことが行われてきたのか、あるいはこれらの人々との対話は行われてきたのかが問われてくると思います。

3. 基準の活用方法

3.1 基準と努力義務

この基準は、いわゆる努力義務で、努めなければならないものです。しかし、これを実施することは義務ではなく、数値目標も「参考資料」にとどまっています。これを歯がゆく、物足りなく感じる方も多いと思います。しかし、公立図書館を包括する社会教育法制では、戦前の社会教育の反省に基づいて、国の権限が抑制されているため、やむを得ないと思います。これまで、国の権限が抑制されている点が優れていると評価されてきたのですから。

文部省で図書館法の立案に携わった方が、1950年代に書いた文章を紹介したいと思います。「図書館の設置に関する認可制度は全く廃止されたのであるが、その結果公立図書館の質を一定線以上に確保するのは、上級監督庁のなすことではなくて、その地域の住民の世論による他になくなったわけである」²⁾。図書館のレベルを維持するのは、上級監督庁の仕事ではなく、住民の世論なのです。文部省の立案担当者が、住民運動で支持を得てくださいと述べている点が特徴です。

経済が上り坂で、予算もどんどん増えて、行政が拡大傾向にあるときには、図書館予算も増えます。そうでないときは、この考え方

に沿って、世論の力で予算を確保する必要があります。

また、別の方は、「図書館を要望する声が高く、住民の世論が強いところでは、住民の負担によって立派な図書館が設置運営されてゆくであろう」「新しい図書館の在り方を啓蒙して、住民が本当に図書館を欲するようになってゆくところから図書館運動が展開されるのが、現状としてはよりよいと言えるかもわからない」³⁾と書いています。

これが図書館法の考え方ですから、これに沿って努力するしかないと思います。

3.2 地方・民間の役割

では、どのようにそれを進めるべきでしょうか。地方と民間の役割を考えてみたいと思います。

(1) 企画・政策・法規担当者の確保

図書館法、文字・活字文化振興法や図書館の設置及び運営上の望ましい基準、中教審の答申・報告、協力者会議の報告などがありますが、強制力や義務づけのある規定はほとんどありません。

では、どうしたらいいのでしょうか。規定の根拠を十分明確にして説得力のあるものにし、関係者の説得に努めることが考えられます。社会には図書館サービスを実行した結果の成功例があります。例えば、ビジネス支援の成功例や行政支援の成功例と成功したデータを整理しておき、それをもとに説得します。

関係者を説得するには的確な情報が必要です。それには、図書館に企画・政策・法規担当者を置いて、政策・法令資料を収集し、職員に提供して、学習を進めるとともに、自治体の企画や財政等の関係部局に提供することが必要です。

また、実行していく上で、基準や報告の内容を周知徹底・普及させて、実践のための指針やマニュアルを作成することが必要です。例えば、人手と費用をかけずにビジネス支援を行うにはどうしたらいいか、どういう学校

支援が一番効果的なのか、これらのことを詳細に研究する必要があります。

(2) 自己点検・評価の実施

文科省の政策には強制力がないため、地方公共団体で検討され、実施され、検証され、その上で徐々に普及して行くものと考えられます。他の図書館の成功事例を参考に取り組むわけです。したがって、特に自己点検・評価が必要です。

他の分野では、国が決めた政策を一律に実行して、何年か経過してから、あれは失敗だったということがありますが、公立図書館では、一つ一つ検証し、成功したことを確認してから取り入れることができます。

私は、この点は図書館行政の長所だと考えています。基準や報告が実施の義務を伴わない点がかえって優れています。

むしろ、問題は、成功した事例をどんどん普及させていくパワーが弱いことにあります。沢山の事例がありますので、それを発掘して、どんどん参考にするべきです。

各図書館の取り組みの結果を報告し、成果を確認し、経験を蓄積して教訓化し、課題を検討し、経験交流や意見交換を行うための機会が必要です。これには、ウェブ上でプラットフォームを作る必要があると思います。

これらは、主として地方公共団体と民間の役割ですが、これが非常に不十分ではないかと思っています。

3.3 日本図書館協会の要望と解説

(1) 基準案に対する要望

日図協は、文科省に対して、基準案に関する要望を何回も出していますが、いくつか疑問があります。

まず、全国一律の目標設定を求めています。自己点検、自己評価の考え方は、基本的には各図書館による目標の設定だと思いますが、それとは異なっています。パブリックコメントでも、数値目標を加えることを要望しています。例えば、図書館協議会は年6回以上の

開催とするという項目を入れることを要望していますが、文科省は受け入れていません。

次に、基準をより詳細なものにしようとする傾向があります。例えば、「読み聞かせ等」を、「読み聞かせ、お話、ブックトーク等」にすることを要望しています。基準があまりに詳細であると、基本的な考え方が埋没してしまい、かえって使いにくくなります。公民館や博物館に比べると、今でも、この基準はかなり長いのです。シンプルで、考え方が明確に示される方がよいと思います。

また、5年おきの改定を求めています、これは非現実的で、効率的ではないと思います。政権交代があったという事情はありますが、基準の検討に3年以上かかっています。頻繁に改正するよりは、その労力で新しい報告を策定の方が効果的です。報告が策定されれば、政策に反映されます。改正の検討に携わった人間として、5年おきは近すぎるのではないかと思います。

（２）『活用の手引き』の解説と数値目標

日図協から『図書館の設置及び運営上の望ましい基準 活用の手引き』（2014）⁴⁾が刊行されています。逐条解説で、大変苦勞してまとめられていると思いますが、2001基準からの変化や、日図協のこれまでの意見との変化や、他の答申との関係等はまだ十分解説されておらず、大まかな説明にとどまっているという印象があります。基準を深く理解するには、そのもとになる法律や報告を十分解説することが必要です。

結論としては、各図書館での目標の設定を受け入れていますが、「しかし、数値目標は盛り込まれなかった」と述べており、依然として数値目標は盛り込むべきものと考えているようです。

日図協は、貸出密度が一定程度以上にならないと、多様なサービスの展開が困難であると経験的に捉えていると書かれています。つまり、貸出がある程度盛んに行われて初めて

他のサービスが展開できるという考え方で、これは定説になっています。

しかし、その結果として、『日本の図書館』では、貸出に関わるデータは示されていますが、その他の多様なサービスのデータは示されていません。『活用の手引き』では、評価のための指標の例が示されていますが、質的な評価項目は少なく、課題解決支援サービス等の評価は難しいと思われます。

この問題を解決するために、日図協に「図書館評価プロジェクト」というプロジェクトがあり、「図書館評価プロジェクト中間報告」が公開されています。これは優れた取り組みだと思いますが、その後の活動が見られないようです。

日図協の取り組みのもとになるのが、2008年の国会での衆議院、参議院の附帯決議だと思われます。参議院の附帯決議では「関係団体による評価指標作成」が期待されています。これは『活用の手引き』には収録されていないようですが、配布資料に掲載しておきましたので、後をご覧ください。

個人的には、博物館等の評価方法を見ても、質的評価を含む多面的な経営・運営指標による評価が必要であると思います。

第2部 基準の解説

1. 基準に関する資料

2012年12月、文科省生涯学習政策局社会教育課から『図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）について』が刊行されています。これにはほとんどの資料が収録されていますが、附帯決議は収録されていません。

これには、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、「同（改正前・改正後の対照表）」、「『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』の告示について（通知）」（以下、「局長通知」といいます）、協力者会議報告書等を収録しています。この報告書は、文科省のウェブサイ

トで公開されていますので、後でご覧ください。その目次を配布資料に示しておきましたので、参照する際に活用していただければと思います。

2. 基準の考え方

2.1 協力者会議の考え方

基準には先に挙げた様々な資料のエッセンスを取り入れています。このほか、協力者会議では、次の5つの考え方が確認されました。

- ①『これからの図書館像』では、図書館が何をすべきかを示していますが、今後の社会の性格については概略を示すにとどまっています。このため、これからの社会がどういう社会かを示す必要があると考えて、今後の社会の性格を示しました。
- ②規定には、主語がない規定がありました。できるだけ、主語を記載して、実施主体を示し、教育委員会と図書館の権限を明確にしました。
- ③基準の趣旨をより明確にするために、必要に応じて規定の文言をより綿密なものとししました。強制力がないため、大した違いはないと思われるかも知れませんが、実務上の参考になるような文言にするように努力しました。
- ④独立した項目が設けられていない事項については、必要に応じて項目を設けました。全体として、項目にバランスが取れるように配慮しました。
- ⑤中心になる「市町村立図書館」の節は、4項目（1 管理運営、2 図書館資料、3 図書館サービス、4 職員）に分類して体系的な構成にしました。前よりわかりやすくなったと思います。

2.2 その他の留意事項

協力者会議報告書の「その他の留意事項」では、次の4点を挙げています。

①数値基準

目標基準例を参考に、「各地方公共団体(教

育委員会)で数値目標を設定し、その達成に努めること」が基本ですが、その後、「都道府県が、サービスの地域格差を解消するため域内の図書館に共通する基準を策定し、その達成を支援することが望ましい」と述べています。これは、基準には含まれていません。

協力者会議では、できれば取り組んでいただきたいと考えています。このような取り組みを進めている県もあるようですので、これについても、今後、調査・研究が行われるとよいと思います。

②国の役割

文科省が取り組んでいる事業を挙げてあります。2012基準に対応したサービスを促進するための、先進事例の収集・分析にもとづく成果の普及、基準の定期的見直し、図書館の在り方や関連施策の提示、図書館長や司書等を対象とする研修です。

文科省が取り組んでいる事業の意義をその都度確認しておかないと、財源が縮小するにつれて、廃止される可能性があります。わずか数百万の研修予算でも、財政当局から削減を求められる可能性があります。今、行われている事業を挙げて、文科省の役割であることを確認しておく必要があります。

③国立国会図書館の役割

国立国会図書館による国内の各種図書館との密接な連携・協力の現状、国の知識情報資源のデジタル化事業と公立図書館との連携など、公立図書館に関わる国立国会図書館の取り組みとそれに対する期待について述べています。

④読書

読書活動に関する法律制定の状況、地域における読書活動の推進に際しての図書館の重要な役割と図書館に対する期待について述べています。

上記の①から④は、日図協の『活動の手引き』では触れていません。特に①の都道府県の役割は、できれば取り組んでいただきたい

いので、ご理解いただければと思います。

2.3 局長通知

次の7項目について解説しています。1. 私立図書館、2. 電磁的記録、3. 運営の基本、4. 著作権等の権利の保護、5. 基本的運営方針及び事業計画、6. 運営の状況に関する点検・評価、7. 子どもの読書活動の推進。最も重要なのは5で、基本的運営方針及び事業計画に関して、「広く図書館への関心を高め、理解を得るよう努める」と述べています。

3. 基準の構成と改正点

3.1 基準の構成

基準の構成は、「第1 総則」「第2 公立図書館」「第3 私立図書館」で、図書館法と同様です。今回、「総則」に設置・運営に関する最も基本的な考え方を集め、2001基準の「総則」にあった資料・情報の収集・提供や職員の資質・能力の向上等は「市町村立図書館」の節に移しました。

3.2 基準の改正点

(1) これからの社会と公立図書館

① これからの社会の基本的性格

これからの社会は「知識基盤社会」で、知識や情報が重要になるため、「知識基盤社会における知識・情報の重要性」に言及しています。これをもとに、図書館の重要性を導くことができます。「知識基盤社会」(knowledge-based society)とは、「新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す」社会です。この用語は、中教審答申で2回用いられていますので、知っておいていただきたいと思います。

知識基盤社会は、知識が重要であるということを描く上で、効果的な用語です。ただ、これは、あくまで、現代社会に関する1つの観点からの概念ですので、「人口減少社会」等の別の観点からの概念も考えられると思います。

② 公立図書館の基本的役割

公立図書館の基本的な役割と利用者や社会との関係を明らかにしています。「読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として」「利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意し」と述べています。地域の情報拠点の役割をもとに、課題解決支援等が行われます。課題解決支援以外のサービスが行われなくなるかのような意見がありますが、それは間違いです。

(2) 司書と図書館長

司書の確保とその資質・能力の向上を重視しており、「当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意し」という規定が設けられています。これはパブリックコメントの成果です。この規定が設けられて、大変よかったと思います。

図書館長に必要な知識と経験は、従来、「図書館の管理運営に必要な知識、経験」だったのですが、「図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験」として、サービスと行政を加えました。これによって、かなり幅広いものになりました。

したがって、司書が図書館長を目指すには、図書館のことだけを知っていればよいのではなく、行政についても勉強する必要があります。司書には、このような要件を身につけるための努力とそのための機会が必要になると考えました。図書館や図書館関係団体には、このための機会を提供することが求められると思います。

(3) 図書館サービスの改革

① 地域の課題に対応したサービス

地域の課題に対応する各種サービスに関する規定を設け、見出しは「地域の課題に対応したサービス」としました。2001基準で既に「就職等」と「地方公共団体の政策決定等」の2つの項目がありましたが、別の章にあり、1つにまとまっていませんでした。

これを1か所にまとめ、両者の間に、「子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等」が加わりました。非常に多くの項目が挙げられています。これによって、地域の課題に対応するサービスが本格的に位置づけられ、サービスの範囲も広がりました。

なお、2001基準の「地方公共団体の政策決定や行政事務に必要な資料及び情報」ですが、行政支援や政策立案支援と呼ばれて、住民の観点がやや希薄になっています。そこで、「これらに関する理解」を加えて、地域住民のための情報の提供も含むことを明確にしました。

では、これをどのように活用したら、よいのでしょうか。私の推測ですが、地方公共団体の行政職員や議員やNPOの関係者やマスコミ関係者が図書館に来ると思います。「図書館は、読書の支援以外に地域の役に立ちますか」と聞かれたときに、この「地域の課題に対応したサービス」の項目を示すことができます。

これだけ多くの項目が挙げられていると、これらの人々もどれかには必ず関心があると思います。この項目の中のどれにも関心がない行政職員や議員やマスコミ関係者がいるとは思えません。これらの点で図書館に関心を持ってもらえるのではないのでしょうか。

ただし、図書館でそのようなことができるのかという疑問を持つ人もいると思います。そこで、第1部2の「ポイント1」でお話したように実践例が必要です。実践例を把握し、その資料を整理しておいて、すぐ示せるようにしておく、よいと思います。文科省が作成した事例集⁵⁾等も手掛かりになると思います。

②情報サービス

電子情報を用いた情報サービスの基本的な内容ですが、3点挙げてあります。一つは商用データベースです。インターネットはもちろんですが、商用データベースの提供が非常に

大きな役割を果たすことが予想されます。これを利用してもらうには、様々な働きかけが必要で、導入すれば、すぐ利用してもらえるわけではありません。

次の一つは、テーマ別の資料案内、いわゆるパスファインダーで、このような形で資料や情報を提供することが重要になってきます。

最後の一つは、インターネットへのアクセスです。インターネットを利用する環境がない方、所得は高くても、利用方法を知らない方、そういう方々が沢山いますので、これも重要になってきます。

2001基準では、レファレンスサービス1項目で、内容も簡単だったのですが、3項目に分けて展開しています。

関連して、情報リテラシーの学習があります。「利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努める」ことが定められています。2001基準で設けられましたが、あまり注目されておらず、取り組まれていませんが、これから重要になると思います。

③読書の支援

乳幼児サービスが新たに定められ、児童サービスを提供する対象が広がりました。保護者を対象とするサービスも追加されました。読書の支援の内容が、さらに幅広く定められています。

(4) 図書館経営の改革

①経営サイクルの確立

図書館資料の収集方針を含めて、次の5つの文書を作成・公表するように努める必要があります。

- 1 「当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針」
- 2 「図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標」
- 3 「これらに係る目標」
- 4 「当該事業年度の事業計画」
- 5 「図書館資料の収集に関する方針」

図書館は何のためにあるのか、何をすると
ころなのか、何をを目指すのかということをか
ちんと議論していただきたいと思います。

「基本的な運営の方針」は、「指標」や「目
標」の根拠を明確にするために設けたもので
す。これによって、図書館の運営方針等につ
いて検討する機会が増えるため、地方公共団
体や教育委員会に、図書館の在り方について
理解を求め、地域や住民の意見を反映するこ
とができます。

②連携・協力

連携・協力先の範囲を拡大しました。国立
国会図書館、地方公共団体の議会図書室、学
校等です。地方議会図書室は、地域の課題解
決支援に不可欠であると考えました。ただし、
このような特定の種類の図書館名を加えるこ
とは非常に難しく、私も相当頑張りました。
学校関係では、学校図書館だけでなく、学校
を対象に加えました。学校支援のためには学
校全体との連携・協力が不可欠だからです。

③危機管理

『これからの図書館像』に続き、東日本大
震災の教訓を踏まえて、「危機管理」に関する
独立項目を設けました。

④指定管理

指定管理者制度等を導入するなど、図書館
の管理を他の者に行わせる際に特に重視すべ
き事項について定め、次の4つの項目を挙げて
います。

- ・「当該図書館の事業の継続的かつ安定的な
実施の確保」
- ・「事業の水準の維持及び向上」
- ・「司書及び司書補の確保並びに資質・能力
の向上等」
- ・そのための「当該管理者との緊密な連携」

これも日図協を中心とするパブリックコメ
ントの成果だと思っています。これについては、
『これからの図書館像』では、具体的な評価
基準を作成する必要があると述べて、十数項
目を挙げています。既に多くの機会に参考に

されていますが、さらに活用していただけれ
ばと思います。

⑤都道府県立図書館による調査研究

都道府県立図書館による「調査研究」は、
1992年の基準で定められていますが、これま
で注目されてきませんでした。運営やサービ
スの改善には調査研究が必要であるため、
「都道府県立図書館は、図書館サービスを効
果的・効率的に行うための調査研究に努める
ものとする」ことを定めています。

地元の大学の司書課程の教員や図書館協議
会委員の図書館専門家と連携して調査研究を
行うことができると思います。

(質問2の回答を参照してください)

(5) 都道府県立図書館

2001基準の「三 都道府県立図書館」に
「(一) 運営の基本」があります。ここに、①
から④の4項目がありました。2012基準では、
「第一 総則」に移されました。そのため、
「第二 公立図書館」の「二 都道府県立図
書館」の項目が少なくなったという印象があ
るかも知れません。

しかし、「第一 総則」に都道府県立図書館
に関する規定が移り、「第二」の「二」の末尾
には、「市町村立図書館に係る基準は、都道府
県立図書館に準用する」という規定がありま
す。

都道府県立図書館に関して、「第一」と「第
二 二 都道府県立図書館」の規定を合わせ
た資料を作成すれば、全体が理解しやすくな
ると思います。

図書館法では、都道府県立図書館の独自な
役割はほとんど規定されていません。そのた
め、都道府県立図書館や都道府県の役割を示
すために、「公立図書館の設置及び運営上の
望ましい基準」が必要でした。そのため、以
前から基準の公示が求められてきました。

2001基準によって、初めて都道府県立図
書館の基本的な在り方が明らかになり、県内
図書館の連携・協力や相互協力体制の在り方

明らかになりました。

特に強調しておきたいのは、都道府県内の図書館への支援、これが重要であることです。②では、「資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする」としました。これは県立図書館の基本的なインフラストラクチャです。現在、新たに取り組みされている県もありますが、ぜひ県立図書館で搬送システムの確保に努力していただきたいと思います。

(質問1の回答を参照してください)

(6) 項目と記述の見直し

①項目の設置

これまで、見出し項目がなく、記載が不十分であった事項について、項目を設け、体系の整備を図りました。「図書館資料の組織化」と「貸出サービス等」の項目を設けました。私は、以前から、基準を改正する機会があったら、「貸出サービス等」の項目を設けたいと考えていました。

②記述の見直し

資料費の確保が必要になっているため、「充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備する」に変更しました。2001基準では、「住民の要求に応えるため」でした。今回、図書館サービスの項目で、利用対象別のサービスだけでなく、地域の課題に対応するサービスを規定しています。例えば、医療・介護分野でこういう資料が必要である、ビジネス支援分野でこういう資料が必要であるという形で、サービスに連結した形で、資料費の算定や積み上げができるのではないかと考えています。

4. 基準から見るこれからの図書館像

4.1 公立図書館の基本的な役割

公立図書館の基本的役割は、読書支援と地域の課題解決支援の二つです。地域の課題解決支援をさらに普及させる必要があります。具体的な事例を示す必要については、2の「ポイント1」で述べました。

4.2 図書館職員の意識改革・能力開発

職員と経営の問題について、実感したことを挙げてみたいと思います。2012基準で定められた図書館を運営するには、図書館職員の意識改革とともに能力開発が必要です。永年、意識改革を訴えてきたのですが、それでは足りないようで、能力開発が必要だと思います。

まず、基本的な姿勢です。図書館職員は、図書館の中から外を見がちです。そこに限界があります。司書は、地域の人々や図書館外の人々に図書館がどう見られているか、これを常に想定して行動する必要があります。これは、図書館を外から見ることとなります。

2013年に『図書館制度・経営論』という教科書を出版しましたが、次のように書きました。

これまで、図書館職員には、図書館を主に図書館の内側から見る傾向があった。しかし、図書館は社会のニーズに応じて設置者によって設置され、設置者の組織の一部となり、設置者の意向に沿って運営されるものであるから、図書館を取り巻く社会、図書館の設置者の側から見る必要がある⁶⁾。

司書には、このような目で図書館を見てほしいと思います。もっぱら図書館の中に目を向けるのではなく、図書館の外の社会、地域、行政など、図書館の外部に対する関心を持ち、知識を深める必要があります。

そして、住民の生活と仕事、自治体行政の内容と課題に関心を持つこと、その解決のためには、どんな資料や情報が必要かを学習して検討することが必要です。特に、住民、地方公共団体、関連団体、NPOなどの職員と交流して、課題解決に必要な資料や情報に関する情報を確認し、収集することが必要です。

次に、図書館を発展させなければならないため、前向きにもの考える積極性が必要です。意見や提案に対して、前向きに取り組む

必要があります。

また、外部の人と協力するため、このような人々とこのように協力したら、このようなことができるということを考える構想力が必要です。

この構想を実現するには、職場の同僚を説得する必要があります、そのための説得力が必要です。これも、相手を論破するのではなく、上手に説得する必要があります。

説得したら、次に、提案が必要です。発案者が提案するのがよいとは限りませんから、誰が提案したら、先に進むのかまで考えて、提案を進めるリーダーシップが必要です。

図書館の方針が決まったら、次は協力先を訪問して説明し、交渉する交渉力が必要になります。

さらに、つけ加えたいのは、サービスの内容と成果を必ず報告する計画力とアピール力です。この点については事務職の方が積極的だと言われますが、図書館職員も努力する必要があります。よいサービスをめざして頑張った後、疲れて倒れてしまうのではなく、その内容と成果を必ず報告する必要があります。そのための余力が残るように計算して、最後の報告まで持続することが必要です。目の前の仕事に全力投入してはいけません。

このように、様々な能力が必要になりますが、これがないと図書館は運営できないと思います。これからの図書館を運営するには、このような職員の能力開発が必要です。

4.3 経営の改革

図書館経営については、次の3点を提案したいと思います。

①運営方針の継続性

人事異動の度に方針が大きく変わっては困ります。人事異動があっても、運営方針の継続性を保つよう配慮する必要があります。図書館改革を継続するには、図書館年報等に経営方針の変化の過程を記録し、過去の経過をもとに経営方針を立て、運営計画を作成でき

るようにします。過去の経営方針と運営計画を記録して管理職に伝えることが重要です。

②評価基準の確立

サービスの量と質の両面を合わせて評価できる基準を大至急開発する必要があります。これ以上遅れると、手遅れになります。『これからの図書館像』を作った時も、評価の項目はこれでよいのか心配でした。早く整備する必要がありますと思ったのですが、その後、改善が見られません。貸出冊数が多ければよいのではなくて、多様なサービスを評価する必要があります。図書館関係の団体や研究者の取り組みが必要です。

(質問3の回答を参照してください)

③必要な知識の明確化

図書館職員の人数が減少しているため、一人一人の能力の向上が必要です。図書館職員が勉強しなければならないことは沢山ありますが、なかなか勉強し切れませんが、図書館関係の団体は、図書館職員が最低限知っておくべきことを示す必要があります。試験や認定を行うのも結構ですが、その前に最低限知っておくべきことを示すことが必要です。

図書館の運営に必要な知識を掲載する資料を収集・整理し、最低限知っておくべき事項の一覧表を作成する必要があります。最低限必要なレベルから始め、いくつかの段階に分けて作成します。私も、これだけは読んでくださいとよく言うのですが、それをもっと膨らませて、図書館職員に知っておいて欲しい知識を整理する必要があります。

(図書館政策推進上のリーダーシップについては、質問4の回答を参照してください)

5. 関連する答申・報告

関連する答申・報告を簡単に解説します。

①中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)」(2008)

公立図書館を含む社会教育・生涯学習行政

の在り方を論じています。この中で、「知識基盤社会」の用語が用いられています。知識基盤社会(knowledge-based society)とは、「新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す」社会です。

②協力者会議「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～（報告）」(2006)

これからの図書館の在り方をサービスと経営の両面にわたって具体的に提言しています。サービス面では、地域の課題解決の支援と調査研究の支援の取り組みを提案しています。これまでの報告では、ほとんど経営について論じてきませんでした。経営についてもかなり踏み込んで論じています。図書館活動の意義の理解促進も提案しています。

③協力者会議「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について(報告)」(2009)

司書資格取得のための新しい履修科目等について提言しています。履修科目は、司書となるための入口に過ぎないことを指摘し、司書の学習が必要な科目を挙げています。司書は、図書館のことだけ知っていればよいのではなく、行政学、法学、経済学、経営学などの勉強が必要です。

④協力者会議「図書館職員の研修の充実方策について(報告)」(2008)

図書館職員の研修の現状と問題点を明らかにしています。行政職について「短期間で即戦力とする研修が必要である」ことを指摘しています。研修会参加が難しくなっているため、インターネットを用いた遠隔研修等による対応を提案していますが、私は出版物等の整備も必要であると考えています。

附録1 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(改正部分の指示)

資料の14ページ以降に、基準の改正部分に

アンダーラインを引いたものを収録しています。文科省が公表している改正前・改正後対照表の改正後の部分を抜き出したものです。2001基準と変わっていない項目はどれか、今回の改正で加わった項目はどれかを知るのに非常に便利です。

附録2 図書館の設置及び運営上の望ましい基準の概要

基準の要約です。1ページにまとめたかったのですが、2ページにわたってしまいました。1ページにまとめたものがあれば、大変便利です。1ページにまとめられた方は、ぜひ私にお送りいただければと思います。

参考文献

糸賀雅児・葉袋秀樹編集『図書館制度・経営論』の第7章「図書館政策」の章で、戦後の社会教育・公共図書館関係の答申・報告を網羅的かつ簡潔に解説しています。戦後60数年にわたる文科省の図書館行政の歴史を簡潔に解説しており、図書館行政の歴史が理解できます。社会教育関係のテキストでも、このような資料は見られません。

参考文献につくばリポジトリを挙げてあります。機関リポジトリは大変便利なもので、私も約70件の著作を登録しています。素晴らしいのは、退職後も登録してくれることです。

パワーポイントデータや音声データも含めて、ダウンロードできるようにすると、さらに便利だと思いますので、その方向を目指して努力したいと思います。

おわりに

今回公示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」は、一言で言えば、公立図書館の業務・サービスの改善の手がかりになるものだと思いますので、ぜひ活用していただければと思います。

このほか、「ユネスコ公共図書館宣言」「図

書館法』『これからの図書館像』の3点を読んでいただくと、図書館とはどういうものか、なぜ図書館というものが設けられているのかがよく理解できます。

「望ましい基準」について、これからも研究を続けて行きたいと思えます。今日、十分なお話ができなかった点については、機関リポジトリや雑誌に発表するなどの形で補っていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、これで終わらせていただきます。長時間にわたり、ご清聴ありがとうございました。(拍手)

注

1) これからの図書館の在り方検討協力者会議委員 (◎: 主査、○: 副査)

赤堀 侃司 白鷗大学教育学部教授

◎糸賀 雅児 慶應義塾大学文学部教授

井上 玲子 元我孫子市教育委員会生涯学習部次長兼図書館長

大谷 康晴 日本女子大学文学部准教授

荻原 幸子 専修大学文学部教授

小西 和夫 元大阪市立中央図書館副館長

志保田 務 桃山学院大学名誉教授

鈴木 良雄 元神奈川県立図書館調査部長兼視聴覚部長

常世田 良 元社団法人日本図書館協会事務局次長

平野 英俊 日本大学文理学部教授

◎葉袋 秀樹 筑波大学図書館情報メディア系教授

2) 井内慶次郎『図書館法の解説』明治図書出版, 1954, p. 42.

3) 西崎恵『図書館法』日本図書館協会, 1970, p. 56.

4) 日本図書館協会図書館政策企画委員会望ましい基準検討チーム『図書館の設置及び運営上の望ましい基準 活用の手引き』2014, 112p.

5) 文部科学省生涯学習政策局社会教育課

『人・まち・社会を育む情報拠点を目指して—図書館実践事例集』文部科学省, 2014, 125p.

(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/jirei/)

6) 糸賀雅児、葉袋秀樹編集『図書館制度・経営論』樹村房, 2014, 216p. (現代図書館情報学シリーズ、2) p. 13-14.

【質疑応答】

司会

葉袋様、ありがとうございました。

基準のポイント、それから、行政サイドとか外部の方へのPRのポイントとか、理解を求めるときのポイント、いろいろわかりやすく詳しくお話しいただきまして、参考になった点が大変多かったかと思えます。

それでは、少しお時間をいただいておりますので、ご質問等ございましたらお受けしたいと思っております。

○質問 1

質問者

私ども、基本的運営方針の検討をしております。葉袋先生より先日いただいたアドバイスをもとに、今、図書館協議会に相当する組織によって検討しているところなんですけれども。

先ほどのご説明でもあったんですが、都道府県図書館と市町村図書館の違いについて、基準の読み方なんですが、基準の総則では、まず、市町村図書館の役割を書いて、重要なのは利用者、住民のニーズに応じたサービスの提供なんですけど、その次にある都道府県図書館は、前項のほか、支援、連携に努めると、こうなっていて、サービスが一番上に書いてあるんですが、先ほどご説明いただいた後ろの第二の三、都道府県の図書館のところへきますと、域内の図書館への支援が最初にあります。その後、施設整備ですとか市町

村の要望に応じた資料、そして、最後に市町村の規定を準用するという、こういう形になっておりました。

一体、都道府県の図書館が担う役割は、支援や連携が1であって、直接的なサービスというのは、当然、登録者の方、いらっしゃるものですから、その方へのサービスは充実させるんですけども、それも、例えば障害者サービスであれば、市町村から相談があったときに、みずから手がけてなければ対応できないということもあって、先進的な取り組みをみずからやる必要があるだろうというようなことをもあって書いてあるのか。

というのは、非常に財政状況が公立図書館、厳しいものがあって、新しい運営方針をつくり出すときに、全ての項目についてどんどん充実してくというのは、なかなか書きづらい面がございまして、そういう意味で、むしろ後ろのほうに書いてある市町村支援や連携、例えば貸し出し図書の期間を短くするだとか、そんなようなことのほうに重点を置いてということによろしいのか、あるいは全てのことは、先生、先ほどおっしゃったように、それぞれの団体の判断なので、自分で考えなさいということなのか、ちょっと教えていただければと思うんですが。

葉袋

この点は、他の県立図書館でも常に問題になっています。県立図書館と県内の市町村立図書館の関係は、地域によってそれぞれ異なります。特に、県内に大規模な政令指定都市があるかどうか、県庁所在市の図書館の整備状況がどうであるかに左右されます。

これまでの経過では、まず、都道府県立図書館が来館者中心のサービスをしていた時期がありました。同時に、未設置市町村に対して移動図書館の運行を行ってきました。その後、未設置市町村に対しては、図書館設置のための補助金政策を行う県が増え、市町村立

図書館が整備されるにつれて、県内市町村立図書館を支援する必要が認識され、2001基準では、市町村支援を重視するようになりました。その後、地方公共団体の財政悪化に伴い、県立図書館の評価が厳しくなるにつれて、県立図書館の直接的な利用を伸ばすことも重要であると考えられるようになってきました。

直接サービスと市町村立図書館支援は、どちらかを優先するというものではないと思います。

2012基準では、「第一 総則」の「二 設置の基本」の②で、都道府県立図書館が「住民に対して適切な図書館サービスを行う」ことを定め、「三 運営の基本」の②③で、都道府県立図書館が市町村立図書館と同様に直接サービスを行うことと、市町村立図書館を支援することの両方を挙げています。

2001基準と比べて、都道府県立図書館に関する規定が「第一 総則」の「二 設置の基本」と「三 運営の基本」に移動していますので、全部の項目を合わせて見ていただきたいと思います。また、「三 運営の基本」の③の「前項に規定する事項」では、前項②の条文を補って読んでいただくと、分かりやすいと思います。

「第二 公立図書館」の「二 都道府県立図書館」は、確かに、市町村立図書館支援から始まりますが、最後の6に、「第二 公立図書館」の「一 市町村立図書館」に係る基準は、都道府県立図書館に準用するという規定があります。

内容の点では、準用する基準の方が基本的であるため、まず、都道府県立図書館の運営・サービス全般について、「一 市町村立図書館」に係る規定を準用するものとして読み、その上で、「二 都道府県立図書館」の規定を読んでいただくと、わかりやすいと思います。

なお、都道府県立図書館が、「一 市町村立図書館」に係る規定を実施する際には、「住民の需要を広域的かつ総合的に把握して」、それ

に応える観点から行うこととなります。

したがって、各種のサービスを行うという点では市町村立図書館と同じですが、その内容は、広域地方公共団体としての都道府県立図書館の役割を踏まえたものになります。この点で、各県内の市町村立図書館の整備状況が問題になり、それを十分考慮した上で、各都道府県立図書館の役割が決まってくると思います。これは、都道府県内の市町村立図書館の整備状況やサービスの水準に応じて、いくつかのパターンに分けることができると考えられます。

都道府県立図書館は、住民サービスの観点からも、市町村立図書館支援の観点からも、一通りすべてのサービスを行うことが望ましいと思います。ただし、サービスの量よりも、市町村立図書館を支援できる質を持つことが重要だと考えています。

質問者

ありがとうございました。

司会

ほかにもどなたか、ご質問、ございますでしょうか。

○質問 2

質問者

市立図書館の者です。先生、ありがとうございました。

今の都道府県のことについて、一つ、あまりよくわからないので教えていただきたい点が1点あるんですけども、今日の配付資料でいけば、19ページのところに基準のところが書かれているわけですが、先ほど先生の中では、主語を明確にしたというようなお話もあるわけですけども、その中で調査研究という部分について、都道府県立図書館はで始まっていますので、ここを読むと、いわゆる県立図書館は、その図書館の事情だとか運

営だとか、そういうことについて調査研究をし、そのことを少なくともその域内に対して情報提供をし、振興に努めましょうと、そういう意図かなというふうに読んだんですけども、正直、ちょっとそういう事例を、日本の、今の時点でですけども、振興策というのはよく聞くんですけども、調査研究をし、皆さん、考えてくださいというような情報提供ないし具体的な調査研究をされている事例というのはあまり、私、よく知らないんですけども、先生で何かご存じでしたら、ちょっと紹介していただければと思いました。よろしくお願いします。

葉袋

これまでは、都道府県立図書館による図書館に関する調査研究は、主に新館計画や新しいサービスの開始のための作業の一環として、図書館や調査研究のための委員会等によって行われていたと思いますが、職員個人によって行われた場合もあると思います。

調査研究として、かなり深い内容を持つものとしては、全国公共図書館協議会が実施している調査プロジェクトがあります。これは、個別の県ではありませんが、関東4都県立図書館の職員からなる委員によって実施されています。また、調査に際しては、全国の都道府県立図書館が協力しています。この全公図の事業は、非常に価値のあるもので、これなどは調査研究の好例だと思います。

次に、各都道府県立図書館によって、図書館構想や新館計画の作成、そのための利用者調査、都道府県内の図書館活動の分析などが行われています。これは多くの図書館で行われています。ただし、これまで、都道府県立図書館による調査研究としては認識されていないと思います。

個人による調査研究では、各種の雑誌に発表されている記事のほかに、職員の研究成果を掲載するために『紀要』を刊行している都

道府県立図書館があります。

これらのすべてを含めると、かなり沢山行われているのではないかと思います。

質問者

ありがとうございました。

司会

ほかに何かございますでしょうか。

○質問3

質問者

いただいている資料の11ページのところのこれからの図書館像の中で、4.3の経営の改革というところで、運営方針の継続性、評価基準の確立とか必要な知識の明確化とありますね。大至急必要だと、開発すると書いてありますが、これの主体、主語は何でしょうか。誰が開発をしていただけるのかということなんですか。

葉袋

評価基準を例としてお答えします。日本図書館協会に図書館評価プロジェクトがあり、中間報告まで終わっていますので、日本図書館協会が考えられます。次に、図書館関係の学会で評価について研究している大学教員がいますし、大学院生もいます。また、全国公共図書館協議会でも、数年前に、評価に関する調査研究を行っています。文部科学省でも、委託研究で評価の現状や方法について研究を行っています。

個別にはいろいろ行われていますので、問題は、それを総合するイニシアチブが不足している点にあると思います。

したがって、主語は、文部科学省、日本図書館協会、全国公共図書館協議会、大学教員、大学院生です。これらの組織や人々は既に取り組んでいますから、問題は、それをいかに調整するのか、あるいは、そこで、どの機関

が、誰がリーダーシップを取って、これらの機関や人々に集まってもらって、進めていくのかだと思います。

なお、今日は全公図の研究集会ですので、大変僭越ですが、お願いとして、敢えて申し上げたいと思います。現在は、2年単位で大きなテーマについて調査研究を行っています。一度取り上げると、かなりの年数の間、取り上げることができません。しかし、今は緊急事態ですので、例えば、評価をもう一度取り上げ、その後の動向を1年間でまとめること、1年間で当面使用できる評価指針を作ることなども考えられると思います。

○質問4

質問者

では、どなたがリーダーシップをとるべきなのでしょう。

葉袋

それは、図書館政策すべてに共通する問題です。私が最近研修会でお話ししているのは、人に頼るのではなく、自分でやりましょうということです。それぞれが属されている組織で、そういうことに取り組みましょうと言っただけの一番有効であると思います。

こうあるべきだということは既に明らかになっていると思います。しかし、図書館法の上では、各自治体で取り組むことになっています。各自治体では力が弱いので、全国公共図書館協議会などの組織が設けられています。

全国公共図書館協議会の調査報告書は、非常に素晴らしい内容です。これがもっと活用されたいと思います。『研修に関する報告書』などは非常に優れた内容で、「研修実施マニュアル」まで作られています。

これが広く知られていないところに問題があります。大変よい内容ですので、もっと広報して、皆さんに活用していただければと思います。

私は、自分のウェブサイトで、公共図書館に関連する事項のリンク集を作っていました。全国公共図書館協議会の歴代の調査にもリンクを貼りました（現在は工事中です）。

このように考えてみると、最大の問題は、公共図書館界で行われている様々な取り組みの全体像をまとめた情報提供や広報が不十分で、全体像が分かりにくいこと、したがって、多くの取り組みが分散的に行われ、その結果、取り組みの成果が蓄積されないこと、さらに、何が根本的な課題かが示されないため、「選択と集中」が行われないことにあると思われまます。この点を打開することが必要です。

各団体には、それぞれの役割や任務があり、横の連携が取りにくいのが現状です。そこで、私は、公立図書館全体を対象に、政策推進のための問題提起を行い、関係機関・団体に呼びかけを行う有志の組織が必要だと考えています。

司会

ありがとうございます。

そろそろお時間、迫ってまいりましたが、最後、お一方、お願いいたします。

○質問5

質問者

今、いろいろ当県でも悩んでいるところがありまして、大変参考になりました。

やっぱり基準しか、いろいろ部局の人とかと話をするとき、もとになるものがないので、逆に言われるのは、市町村立図書館と県立図書館はちゃんと役割分担してくれなきゃ困るよということをさんざん言われるんです。例えばレファレンスや何かで考えれば、何となく市町村と県立のやるレファレンスって違いがありそうだなとかって、大体、わかって、適当に答えてきてはいるんですけど、適当というか、きちんと考えて答えることができています。

一番難しいのが、図書館法の3条の第8号の部分ですよね。社会教育の成果を云々というところと、それから、この基準で言えば、おそらくこの(5)の多様な学習機会の提供というところに入るんだと思うんですが、これは法律にも書いてないし、(5)番の多様な学習機会の提供というのは、ただただ準用されているだけで、県立と市町村立の違いが全くわからない。やっぱり理解のない人に当たってしまうと、そういった集会なんていうのは市町村でやっているんだから、研修施設なんて要らないんじゃないのの一言で、下手すると切られたりしてしまう。

先生、これからもう一回、読み直して考え直すというお話でしたので、今、質問しちゃいけないのかなとは思ったんですが、もしかヒントがあれば、のどから手が出るほど、7月のヒアリングに欲しいので、教えてもらえればと思うんですが。

葉袋

これについて、私は独自の考え方を持っています。この条文の趣旨については、一般にボランティア活動等が挙げられていると思われれます。しかし、私は、図書館を使った学習の成果は、ボランティア活動や学習会で発表するレベルにとどまらないのではないかと考えています。ビジネス支援等の分野で、図書館を活用して特許を取得しています。年商数億円の製品を開発しています。もっと基本的な領域では、皆さんの図書館を使って書かれた本が図書館に寄贈されていると思います。

私は、図書館を使った学習の成果に関しては、社会教育三法で同様の規定がありますが、図書館では、図書館固有の独自の成果をきちんと考えるべきだと思います。

それは、論文を書くことであり、本を書くことであり、さらには、特許を取る、製品を開発する、会社を興す、NPOを設置することです。最近の言葉では、「知識の創造」だと

思います。実際、県立図書館のホームページで、会社を作ったこと、NPOを設置したことなどが報告されています。

したがって、この点では、市町村との相違の前に、まず、社会教育三法の中で図書館は異なることを主張すべきだと思います。社会教育法の改正を担当した文部科学省の担当者はそのようなことは考えていないと思いますが、図書館としては、図書館サービスの上げた成果、あるいは社会的便益として捉えていくべきだと思います。そうすると、その発表の方法も異なってくると思います。

その上で、都道府県立図書館と市町村立図書館の相違を考えるべきだと思います。このような成果は、資料の奥行きや広がりを持つ県立図書館ではより大きいと考えられます。

ボランティア活動も貴重ですが、図書館を使って行う学習によって、もっと広く深い、大きな成果が得られるのではないかと考えています。このためには、図書館は、図書館サービスの成果について、もっと積極的に収集する必要があると思います。

学習機会の提供については、このような学習が行われていること、このような成果が上がっていることの2点を踏まえて、ご検討いただければと思います。

質問者

ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。

お時間がなくなってまいりましたので、質問のほうはこれで打ち切らせていただきます。

本日は本当に多様な、いろいろポイントとかヒントとなるお話もたくさん盛り込まれていたかと思います。全公図に対するご提案などもいただきまして、今後、検討していきたいと思っております。

薬袋先生、本当にありがとうございました。

皆様、もう一度、薬袋先生に拍手のほうをお願いします。(拍手)

以上をもちまして、平成26年度全国公共図書館協議会研究集会を終了いたします。

本日は、ご来場いただきましてまことにありがとうございました。

— 了 —